

## 事業承継を中心とする 事業活性化に関する検討会の中間報告から

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進んでいることにより、政府は事業の継続・発展を通じた地域経済の活力の維持や雇用の確保等のために、様々な施策を講じています。その概要を今月はテーマとして取り上げます。

### 1. 事業承継施策のこれまでの展開と最近の動向

相続税贈与税の負担軽減のための施策の変遷  
会社形態を採用する我が国の中小企業・小規模事業者の多くは、所有と経営が一致する同族会社であり、このような会社の事業承継は経営権の移転だけでなく、自社株式と言う財産権の移転を伴うことになる。このため、後継者が自社株式を取得した際に課される相続税・贈与税の負担が重いことが事業承継のボトルネックになりかねないことから、負担軽減のために様々な税制措置等が講じられてきた。ここ30年の間でも、取引相場のない非上場株式の評価方法が数度にわたり改正されたほか、平成14年には自社株式の相続税軽減の特例措置が実現し、さらに平成21年度税制改正において「事業承継税制」が創設され、現在に至っています。

経営承継円滑化法の制定、施行状況

経営承継円滑化法は、次の3つが基礎の法律で、平成20年10月1日から施行されている。

- 1) 遺留分に関する民法の特例
- 2) 金融支援措置
- 3) 事業承継税制

この事業承継税制が平成25年度税制改正において見直しの対象となりました。ただ、この事業承継税制、経済産業大臣の認定件数は2014年3月末現在で846件、北海道では相続認定20件、贈与認定21件にとどまっている状況です。

### 2. 事業引継ぎ支援事業

中小企業のM&A活用を促進するため、全国47都道府県の商工会議所等の支援機関に事業引継ぎ相談窓口等が設置されています。

### 3. 第2創業支援

事業承継した企業は経営革新を行う傾向にあり、また、経営革新を行っている企業は、行っていない企業と比較して業績が改善したと回答する割合が高いです。

\* 経営革新に対する主な国の支援措置

予算・創業促進補助金

資金調達支援・新事業活動促進資金

中小企業信用保険法の特例・税制

〈当事務所は認定支援機関です〉

## 元気になる今月のことば

今月は、坂村真民さんの言葉です。

花は一瞬にして咲くのではない。  
大地から芽から出て葉をつくり、  
葉を繁らせ、成長してつぼみをつくり花を咲かせ  
実をつくっていく。  
花は一瞬にして咲くのではない。  
花は一筋に咲くのだ。



天才には、そう誰にでもなれないが、  
本物には、努力次第でなれる。

松原泰道さんのことば

“ ありがとうの一言がまわりを明るくします、おかげさまの一言が自分を明るくします。ありがとう、おかげさま、これこそが南無の心です ”

日本政策金融公庫	普通貸付金利	1.40%~
	経営改善貸付	1.45%
平成26年7月1日より		



### 【編集後記】

8月になりました。暑い日が続きます。皆様体調はいかがでしょうか？

左の写真は事務所で所長が咲かせているお花です。お客様から頂いたものですが、きれいな花を咲かせ

ました。人も花も手入れが大事と言いながら、所長はすごいです。(私だと、すぐだめになってしまうので、私はやりませんが)最近会社法の改正のお話を聞いてきました。上場企業の社外取締役のお話でしたが、その経過をお話された先生が、国民目線としてのガバナンスのお話をされました。私達は企業活動のなかで暮らしています。日本の国の企業のあり方はどういのが望ましいのか。私達にも責任がありますよというお話でした。今の中国の食の問題にしても、企業のあり方の質が問われますね。経営者はフェア(誠実)でなければいけない。正しいことを正しくやれる経営者が真に成功する経営者の基礎的条件だとは、稲盛さんの言葉です。